

科目等履修生に関する規程

(総則)

第1条 科目等履修生に関しては、学則第41条の規定に基づき、本規程「科目等履修生に関する規程」によって実施する。

(入学資格)

第2条 本学に科目等履修生として入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
 - (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(平成16年度以前に大学入学資格検定に合格した者を含む。)
 - (8) その他、相当の年齢に達し、又は相当の社会的経験があり、本学で学ぶ学力を有することを本学が認めた者
 - (9) 履修に関して協定を結んだ高等学校の生徒で、その高等学校長の推薦を受けた者
- (受講科目)

第3条 科目等履修生の受講科目の上限は、半期について5科目・10単位とする。ただし、学外で行う実習に関する科目その他これに準ずる科目で本学が指定する科目については、受講することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、本学において学位を取得した者のうち、特別の配慮が必要と認められる場合は、当該科目を受講することができる。

(志願手続)

第4条 科目等履修生を希望する者は、学期始めの1か月前までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 科目等履修許可願
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書
- (4) 健康診断書
- (5) その他、本学が特に求める書類

(受講許可)

第5条 科目等履修生の受講許可は、希望する受講担当教員の意見を聴取し、教授会の議を経て、学長が行う。

(履修登録手続)

第6条 受講を許可された者は、所定の期日までに履修登録料、受講料その他の納入金を納めなければならない。ただし、履修登録料は、本学において学位を取得した者については免除する。

2 既納の校納金は、理由のいかんを問わず返還しない。

3 実験、演習等に要する費用は、本人の負担とする。

(科目等履修生証)

第7条 前条に掲げる受講料を納入した者に、科目等履修生証を交付する。

2 科目等履修生は、登学に際して科目等履修生証を常時携帯することとする。

(単位の認定)

第8条 科目等履修生が、受講した科目について単位の認定を希望する場合は、試験を受けることができる。この場合において、成績評定については、学則第17条の規定及び成績評定規程に準じて行う。

2 前項の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

3 科目等履修生が希望する場合は、成績証明書及び単位取得証明書を交付する。

(受講の中止)

第9条 科目等履修生が本人の都合により受講を中止する場合は、速やかに学務・入試センターに届け出なければならない。

(身分の取消し)

第10条 科目等履修生が次の各号の一に該当する場合は、科目等履修生の身分を取り消す。

(1) 受講料を滞納した場合

(2) 出席状況が極めて不良で、修学の見込みがない場合

(3) 他の学生に悪影響を及ぼすと本学が判定した場合

(施行、改廃)

第11条 この規約の改廃は、教授会の議を経て行い、学長は、これを理事会に報告し、受理されなければならない。

2 a この規程の改正は、平成9年4月1日から施行する。

b この規程の実効性は、理事会はこれを確認する。 (議決No.98-21)

c この規程の改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月21日から施行する。